



バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みに
関する市中協議文書の公表について

2013年7月
金融庁／日本銀行



1. レバレッジ比率規制導入の背景

- 今回の金融危機の根本的な特徴は、銀行システムにおける過度のオンバランスシート、オフバランスシート上のレバレッジの積み上げであった。
 - 多くの場合において、銀行はリスクベースの自己資本比率を高い状態に保っていたものの、過度なレバレッジを積み上げていた。
 - 危機の最も厳しい局面において、銀行部門は市場の圧力により、資産価格の下方圧力を増幅させるような形でレバレッジの削減を迫られ、損失、銀行資本の毀損、借入能力の収縮の間でさらなる悪循環を拡大させた。
- ⇒ リスクベースの自己資本比率規制に対する補完的指標として、バーゼルⅢにおいてレバレッジ比率を導入することを決定(2010年にバーゼルⅢ規則文書を公表)

2. レバレッジ比率の概要

(1) 目的

- ・ 銀行部門におけるレバレッジの積み上がりの抑制。
- ・ 簡素な、非リスクベースの指標により、リスクベースの指標を補完。

(2) 基準の概要

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{エクスポージャー額(オンバランス項目+オフバランス項目)}} \geq 3\%$$

- 四半期毎に3ヶ月間の各月末時点のレバレッジ比率の平均をとることが求められる。
- 現在、3%を最低要件として設定しテストを行っている(試行期間:2013年1月~2017年1月)。
- 分子のTier1は、バーゼルⅢベース(経過措置も勘案)。
- 今回の枠組みでは、分母のエクスポージャー額の計算方法について、いくつか変更。

3. レバレッジ比率の分母の取扱い

	バーゼルⅢ規則文書(10年12月)の内容	本枠組みの内容
連結対象	会計上の連結対象と規制上の連結対象とが異なる場合に関する記述は部分的。	会計上の連結対象と規制上の連結対象とが異なる場合の計測方法についても詳述。
一般原則	会計上の計数(引当や評価調整をネットしたベース。貸付金・預金間のネットtingは認めず)。	左に同じ。
担保の削減効果・信用リスク削減効果	適用しない。	左に同じ。
デリバティブ	カレント・エクスポージャー方式に基づく、「再構築コスト+アドオン」(バーゼルⅡ ネットtingは認める)。	左に同じ。ただし、 ・変動証拠金として現金を授受している場合であっても、ネットtingされないことを明記。 ・クレジット・デリバティブの場合には左記に加えて想定元本も加味。
レポ取引等の証券金融取引(SFT)	会計上のエクスポージャー(バーゼルⅡ ネットtingは認める)。	想定元本:グロスのSFT資産(会計上のネットtingは認識しない) カウンターパーティー・エクスポージャー:貸出資産と借入資産との評価差額。
オフバランス項目	100%の掛目を適用。ただし、「無条件」で取消し可能なコミットメントには10%の掛目を適用。	左に同じ。ただし、消費者保護法等により許容される範囲内でコミットメントを取り消しうるという契約条件になっている場合も「無条件」に該当することを脚注で明記。



4. 本枠組みにおける主な変更点

今回の見直しは、主に以下の3点：

- ① 会計上の連結対象と規制上の連結対象が異なる場合のエクスポージャーの計測方法について詳述
- ② デリバティブの取扱いの見直し
 - ◆ デリバティブの担保(変動証拠金として現金担保を授受した場合であっても)についてはネットティングに使用せず、グロスで認識。
 - ◆ クレジット・デリバティブを売却した場合に想定元本も加味する等取扱いを見直し。
- ③ レポ取引等の証券金融取引(SFT)の取扱いの見直し
会計上のネットティングは認めず、グロスで計上する等。

4-1. 本枠組みにおける主な変更点

① 連結対象が異なる場合の計測方法の詳述

- ◆ 規制上の連結対象に加え、会計上の連結対象となる場合も、当該事業体のエクスポージャーを親銀行のエクスポージャー額に計上。

(下記A)~C)が会計上の連結対象に含まれる場合の処理)

A) 金融機関向け出資

- ・ 出資先のエクスポージャーを親銀行のエクスポージャー額に計上。
- ・ (会計上の連結対象に含まれるが規制上の連結対象に含まれない場合)バーゼルⅢに基づき自己資本から控除される割合に応じて、エクスポージャー額からも控除。

B) 一般事業会社向け出資

一般事業会社のエクスポージャーを親銀行のエクスポージャー額に計上。

C) 証券化商品向け出資

証券化商品の裏付資産を親銀行のエクスポージャー額に計上。

- ◆ 会計上も規制上も連結対象でない先への出資は、出資額のみを親銀行のエクスポージャー額に計上。

4-2. 本枠組みにおける主な変更点

② デリバティブの取扱いの見直し

A) 担保の取扱い: デリバティブの担保(変動証拠金として現金担保を授受した場合であっても)はネットイングせず、グロスで認識する

- ◆ 受取担保については、(会計上ネットイングが認められている場合も含め)デリバティブのエクスポージャーから差し引かずにエクスポージャー額を計算。
- ◆ 差入担保については、会計上、該当額がオンバランス資産から差し引かれている場合、足し戻してエクスポージャー額を計算。
例)わが国の会計基準では、担保として現金を拠出した場合、資産項目として差入担保金が計上され、デリバティブ負債とのネットイングは認められていないため、足し戻す必要はない。
- ◆ 担保の種類(現金か非現金か)や適格なマスターネットイング契約の有無に拘らず適用(取引所デリバティブ、中央清算されるOTCデリバティブ、その他のデリバティブも含む)。

B) CDSの取扱い: クレジット・デリバティブのプロテクション売却にかかると参照資産へのエクスポージャーを認識する

- ◆ 参照資産へのエクスポージャーを実質的な想定元本により認識し、エクスポージャー額として計上。
 - … ローンや債券等との平仄をとるための措置。
 - … 実質的な想定元本とは、レバレッジ等の影響を勘案した当該CDSの実質的なエクスポージャーにかかる値をいう。実質的な想定元本が、名目上の想定元本を下回っている場合には、名目上の想定元本により認識する。
- ◆ 同一の参照銘柄・優先度のプロテクションの購入があり、より満期が長い場合には、相殺。
 - … クレジット・デリバティブのポジション解消時の取引慣行を踏まえた特例。
- ◆ カウンターパーティ・エクスポージャーは、上記の相殺が行われた部分に限定して計上。
 - … 参照資産の破綻とカウンターパーティリスクの発生が同時に生じることは無く、二重計上を避けるための措置。

例) 銀行Aが銀行Bに対して、C社社債200万円分を参照資産とするCDS α (満期1年)を売却するとともに、銀行Dから、C社社債100万円分を参照資産とするCDS β (満期1年)を購入した場合のエクスポージャーは以下の通り(C社は、「優良債務者」とする)。

$$\alpha \text{ の想定元本額} \quad \beta \text{ の想定元本額} \quad \alpha \text{ のうち、相殺に供された部分} \quad \beta \text{ のうち、相殺に供された部分} \quad \text{優良債務者に対する掛目} \quad \text{CDSのエクスポージャー}$$
$$(200\text{万円} - 100\text{万円}) + \{(100\text{万円}) + (100\text{万円})\} \times 5\% = 110\text{万円}$$

4-3. 本枠組みにおける主な変更点

③ 証券金融取引(SFT)の取扱いの見直し

◆ SFTの想定元本とカウンターパーティ・エクスポージャーの双方を捕捉する:

- (a) 想定元本: グロスのSFT資産(会計上のネットtingは考慮せず)
- (b) カウンターパーティ・エクスポージャー: 貸出資産と借入資産の評価差額(ただし、0フロア)。

例): 買現先取引の例

- T=0 現金100 → 買現先取引に使用
...エクスポージャー額=100
- T=1 受領した証券の評価額80
...エクスポージャー額=120
(内 (a): 買現先勘定100、現金0 (b): $\max\{0, (100-80)\}=20$)
- T=2 受領した証券の評価額120
...エクスポージャー額=100
(内 (a): 買現先勘定100、現金0 (b): $\max\{0, (100-120)\}=0$)



5. 今後の予定

- ◆ 市中協議の結果を踏まえて最終化(コメント期限:9月20日)。
- ◆ 2015年1月1日より開示が開始。
- ◆ 2018年1月から第1の柱の取扱いに移行することを視野に入れつつ、2017年前半にレバレッジ比率の定義および水準について最終調整。



(参考)開示要件

- ◆ 2015年1月1日より開示が開始。
- ◆ 金融機関が開示しなければならないものとしては、以下の3つ。
 - ・ 概要比較テーブル: 会計上の総資産とレバレッジ比率上のエクスポージャー額を比較(期末値)
 - ・ 共通開示テンプレート: 主なレバレッジ比率の要素の内訳を開示(期末値と四半期平均値双方)
 - ・ ①期末のレバレッジ比率と月次レバレッジ比率の四半期平均とが著しく異なる場合、②共通開示テンプレート(オンバランスシート・エクスポージャー部分)と開示された財務諸表との間の重要な差異がある場合、③昨期末のレバレッジ比率と重要な差異がある場合にそれぞれの原因を説明しなければならない。
- ◆ 開示の頻度: 財務諸表の公表と同頻度かつ同時に開示する必要。ただし、レバレッジ比率(期末値と四半期平均値双方)及び期末値のレバレッジ比率の分子・分母は四半期ごとに開示。
- ◆ 開示の場所: ①財務諸表上に掲載されるか、または、②最低限銀行のウェブサイトや一般に利用可能な規制上の報告資料に掲載し、財務諸表上で直接参照される必要がある。